J154
2920―3100MHz及び9320―9500MHzの周波数帯は、海上無線航行業務の固定周波数を用いるレーダービーコンでは使用できない。
J155
この周波数帯において、無線標定業務の局は、無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。
J156
3100―3266MHzの周波数帯は、レーダービーコン及び船舶用のレーダーでも使用することができる。
J157
無線通信規則第5.432A号及び第5.433A号を参照すること。
J158
この周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件に、放送衛星業務（内外放送に限る。）の局にも割り当てる。また、放送衛星業務（内外放送に限る。）の局は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。
J159
4200―4204MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件に、標準周波数報時衛星業務（宇宙から地球）にも使用することができる。
J160
航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。ただし、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務における受動検知器の使用は、この周波数帯において二次業務で使用することができる（電波高度計からの保護は与えられない。）。
J161
無線通信規則第5.441号を参照すること。
J162
4825―4835MHz及び4950―4990MHzの周波数帯における移動業務に対する分配は、航空移動を除く移動業務に限る。
J163
航空移動衛星（R）業務による5000―5030MHz及び5091―5150MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。航空移動衛星（R）業務によるこの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。
J164
5030MHz以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム（宇宙から地球）内の全ての宇宙局により5030―5150MHzの周波数帯において地表面で生ずる総電力束密度は、150kHzの帯域幅で－124.5dB（W／㎡）を超えてはならない。4990―5000MHzの周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第741（ＷＲＣ―12、改）で定められた4990―5000MHzの周波数帯における制限値に従わなければならない。
J165
この周波数帯は、移動業務の５GHz帯無線アクセスシステムでも使用することができる。５GHz帯無線アクセスシステムへの割当ては、別表11―２によることとし、この周波数帯の使用は、2017年11月30日までに限る。
J166
航空移動業務によるこの周波数帯の使用は、次のものに限る。
― 航空移動（R）業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港での地上の用途に限られるもの。この使用は、決議第748（ＷＲＣ―12、改）に従うものとする。
― 決議第418（ＷＲＣ12、改）に従った航空機局（無線通信規則第1.83号参照）からの航空遠隔測定伝送。
J167
無線通信規則第5.444A号を参照すること。
J168
固定衛星業務（地球から宇宙）への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限るものとし、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。
J169
航空移動（R）業務によるこの周波数帯の使用は、国際的に標準化された航空システムに限る。この周波数帯における航空移動（R）業務からの不要発射の等価等方輻射電力密度は、ＩＴＵ―Ｒ勧告による規定がなされるまでは、－75dBW／MHzの制限値を使用するものとする。
J170
航空移動衛星（R）業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に定める手続に従って同意を得ることを条件とし、国際的に標準化された航空システムに限る。
J171
この周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動業務にも使用することができる。
J172
5150―5216MHzの周波数帯は、二次業務で無線測位衛星業務（宇宙から地球）にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610―1626.5MHz及び2483.5―2500MHzの周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリンクに限る。なお、地表面での総電力束密度は、全ての仰角において－159dBW／㎡／４kHzを超えてはならない。
J173
航空移動を除く移動業務の局による5150―5350MHz及び5470―5650MHzの周波数帯の使用は、決議第229（ＷＲＣ―12、改）に従わなければならない。
J174
この周波数帯において、移動業務の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号は、固定衛星業務の地球局に対する移動業務には適用しない。
J175
5150―5650MHzの周波数帯は、航空機内における移動業務の小電力データ通信システム用でも使用することができる。なお、5150―5350MHzの周波数帯の使用は、屋内その他屋内と電波の遮蔽効果が同等と認められる場合に限る。
J176
地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。
J177
一次業務の宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。
J178
この周波数帯は、一次業務で固定業務にも分配する。固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ＩＴＵ―Ｒ勧告Ｆ．1613に従うものとする。固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第5.43A号は、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護した上で、固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後は、将来の無線測位システムの導入によって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。